投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）		
買入金銭債権の取得による支出		
買入金銭債権の売却・償還による収入		
金銭の信託の増加による支出		
金銭の信託の減少による収入		
有価証券の取得による支出		
有価証券の売却・償還による収入		
貸付による支出		
貸付金の回収による収入		
その他		
資産運用活動計	（　　）	
（営業活動及び資産運用活動計）		
有形固定資産の取得による支出		
有形固定資産の売却による収入		
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の取得による支出		
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の売却による収入		
その他		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入による収入		
借入金の返済による支出		
社債の発行による収入		
社債の償還による支出		
株式の発行による収入		
政府交付金の受入による収入		

配当金の支払額		
その他		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		
現金及び現金同等物期首残高		
現金及び現金同等物期末残高		

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

○経済産業省令第二十八号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、独立行政法人日本貿易保険の業務運営及び人事管理に関する省令等を廃止する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人日本貿易保険の業務運営及び人事管理に関する省令等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　独立行政法人日本貿易保険の業務運営及び人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百三号）

二　独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百四号）

三　貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第一項の再保険関係に関する省令（平成十三年経済産業省令第百六号）

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条第五項、第六十三条、第七十二条第十項、第百三十七条第一項及び第二項並びに第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空従事者の養成施設の指定の基準）	（航空従事者の養成施設の指定の基準）
第五十条の四　法第二十九条第四項の航空従事者の養成施設の指定は、次の基準に適合するものについて行う。	**第五十条の四**　法第二十九条第四項の航空従事者の養成施設の指定は、次の基準に適合するものについて行う。
一～六　（略）	一～六　（略）